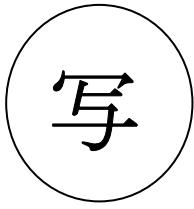


令和3年度
二宮町健全化判断比率及び
資金不足比率審査意見書

二宮町監査委員



二監第 36 号
令和 4 年 8 月 23 日

二宮町長 村田 邦子 殿

二宮町監査委員 間中 晟
二宮町監査委員 前田 憲一郎

令和 3 年度二宮町決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の
審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条
第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、財政指標を判断する基礎となる書類を
審査した結果、その意見を次のとおり提出する。

令和 3 年度 健全化判断比率審査意見書

1 審査の対象

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

令和 4 年 7 月 28 日から同年 8 月 18 日まで

3 審査の概要

この健全化判断比率の審査は、町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果

審査に付された下記の健全化判断比率及びその算定基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

5 審査の意見

健全化判断比率は、いずれの数値も早期健全化基準を下回っている。引き続き、健全で適正な財政運営に努められたい。

記

(単位 : %)

	健全化判断項目	令和3年度結果	令和2年度結果	早期健全化基準
①	実質赤字比率	該当なし	該当なし	14. 29
②	連結実質赤字比率	該当なし	該当なし	19. 29
③	実質公債費比率	4. 8	5. 3	25. 00
④	将来負担比率	5. 8	16. 6	350. 00

以上

令和3年度 資金不足比率審査意見書

1 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

令和4年7月28日から同年8月18日まで

3 審査の概要

この資金不足比率の審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果

審査に付された下記の資金不足比率及びその算定基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

5 審査の意見

資金不足比率は、経営健全化基準を下回っている。引き続き、健全で適正な下水道事業の財政運営に努められたい。

記

(単位：%)

	健全化判断項目	令和3年度結果	令和2年度結果	経営健全化基準
①	資金不足比率	該当なし	該当なし	20.00

以上

